

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第510号)

平成19年8月9日

横 情 審 答 申 第 510 号

平 成 19 年 8 月 9 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 53 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 諮 問
に つ い て (答 申)

平 成 19 年 3 月 28 日 安 泉 第 1906 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 特 定 個 人 に 係 る 救 急 活 動 記 録 票 (特 定 日 特 定 時 分 受 信 岡 津 救 急 隊) 」 の
個 人 情 報 非 訂 正 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人に係る救急活動記録票（特定日 特定時分受信 岡津救急隊）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定個人に係る救急活動記録票（特定日 特定時分受信 岡津救急隊）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年1月17日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 救急活動記録票の記載において、救急隊員が聴取した事項については、情報源である第三者が口述したとおりをすべて記載することは事実上困難であり、また現実的なものではないため、救急業務と直接関連性のある情報の要点を簡潔にまとめて表記している。
- (2) 救急活動記録票の備考欄の記載の仕方については、横浜市消防局救急課（現横浜市安全管理局救急課）が作成した「救急活動要領」の別紙「救急活動記録票備考欄記載例」に示されているが、動作の主体をどこに置いて表現するかということについて特段の定めを設けているものではない。当該事案の場合でも、第三者から聴取した内容に基づき事故の状況について、聴取内容を変えことなく経験則からもっとも分かりやすい表現と判断し、記載したものである。
- (3) 第三者からの直接聴取を行った救急隊員から、情報源である第三者から確かに情報を聴取したという事実と現場において救急隊長にその内容を報告している事実及び聴取した事故の状況が当該文書の備考欄の3に記載しているものと相違ないものであるということを確認している。
- (4) 事故の状況については、受傷者本人も覚えておらず、また、現場にいた人に問いかけても分からない状況にあり、備考欄の3の情報源である第三者のみが知りえて

いた情報であった。このため、その時点において取り交わした会話の内容は情報提供者と救急隊員のみが承知している事項であり、その内容については上記(3)のとおりである。

(5) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、備考欄3の文章ではバイクの運転手からの聴取内容になると主張しているが、本件個人情報と情報源の記載をあわせて読めば、誰からの聴取内容かは明らかであり、申立人が主張するような誤解が生じることはない。

(6) 条例第35条では、「訂正請求は、・・・訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。」と規定しているが、申立人から事実と異なるという客観的な事実を証明する資料が提出されていない。

これらのことから本件個人情報の内容に誤りがあるとは判断できないため、非訂正とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分のうち、当該文書中の備考欄3に記載されている受傷機転等に関する部分の誤りを正す、との決定を求める。

(2) 当該備考欄3には、「バイクで走行中転倒、投げ出されて受傷し、バイクだけが乗用車に衝突した」とあった。この文章だと受傷者からの聴取内容になっており、閉じられた部分の括弧書きはバイクの運転手になってしまう。情報源が非開示となっていることから、括弧書きが受傷者本人以外からの聴取と思われる。受傷者本人以外から聴取したのであるならば、聴取したとおりに訂正をしていただきたい。

(3) 前項3(1)については、訂正を求めた部分の「バイクで走行中転倒、投げ出されて受傷し、バイクだけが乗用車に衝突した（非開示部分）」は、明らかに助詞の使い方を誤っている。この表現だと誰の主張か分からなくなっているため、きちんと人称を明らかにすべきだと思う。

(4) 前項3(2)については、「救急活動要領」「第4 事務処理等」「1 救急活動記録票」に救急活動記録票の記載指針が示されていることから、非開示部分の第三者から聴取したのであるならば、聴取したように記載すべきで、明らかに第三者が動作の主体で表記することは、社会通念上当然のことと考える。また、救急活動記録票は決裁文書であり、表記に誤りがあれば修正されるべき行政文書である。実施機

関が、「動作の主体をどこに置いて表現するかということについては特段の定めを設けているものではなく」と主張しているということは、動作の主体表現方法に誤りがあることを認めているからではないだろうか。

- (5) 前項3(3)については、救急隊員が第三者から聴き取った内容を、救急隊長に報告したとあることから、人称(動作の主体)の表記に誤りが生じたのではないかと考える。
- (6) 前項3(5)については、本件個人情報と第三者とする情報源を併せて読めば、ますます誰からの聴取内容か怪しくなり、分からなくなってしまう。
- (7) 前項3(6)については、亡くなった子から意見を聴くことはかなわず、客観的な事実を証明する資料はない。なければ、横浜市の行政文書は誤ったままの状態で保存されることがまかり通るのか。
- (8) 合理的に考えると、「バイクが走行中転倒、投げ出されて受傷し、バイクだけが乗用車に衝突した」というのが妥当ではないかと思う。
- (9) 組織が一度決裁したものを市民からの申し出により訂正するのは勇気のいることと思慮するが、横浜市行政文書取扱規程(平成17年3月達第1号)第20条に決裁文書の変更等として規定があることから、速やかに訂正していただきたいと考える。

5 審査会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件個人情報は、消防局救急規程(平成16年3月消防局達第5号。平成18年3月消防局達第15号による改正前のもの)第36条に基づき、救急隊が出場した場合に作成するものとされている救急活動記録票であり、救急隊が申立人の子である受傷者を医療機関に搬送した際に作成した記録である。内容としては、救急隊名、発生場所、傷病者氏名、搬送先、現場観察、備考等が記録されている。

本件訂正請求において、申立人は、本件個人情報中の備考欄3に記載された、救急隊が個人から聴取した事故の状況(以下「聴取内容」という。)が、受傷者から聴取したような記載となっており誤りであるとして、聴取したとおりの記載とするよう訂正を求めている。

なお、本件訂正請求に先行する本人開示請求は、親権者であった者が死亡した未成年の子の情報について行ったものであるが、このような場合には、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得ると解釈し、条例に基づく本人開示請求を認めたものである。本件訂正請求は、開示を受けた保有個人情報に関し、死亡した未成年

の子の親権者であった申立人から行われたものである。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。また、条例第36条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 申立人は本件訂正請求において、聴取内容の記載が、受傷者から聴取したような記載となっており誤りであるとして、聴取したとおりの記載とするよう訂正を求めている。

ウ しかし、一刻を争う救急業務の性質や、救急活動記録票の作成目的を考慮すれば、救急活動記録票に傷病者、関係者等から聴取した事項を記載する際には、細部の表現について必ずしも傷病者、関係者等が口述したとおりに記載することまでは求められていないと考えられる。このことは、救急活動要領の別紙2救急活動記録票備考欄記載例が、簡潔な表現による記載の例を示していることから明らかである。

また、申立人は、聴取内容の記載について、聴取したとおりの記載とするよう訂正を求めているが、その主張は、救急隊員が聴取した実際の口述内容と異なっており事実でないというものではなく、当該記載の表現に誤りがあるというものである。

そうすると、本件訂正請求は、聴取内容そのものが事実でないというのではなく、聴取内容を簡潔に記述する際の表現についての是非をいうものに過ぎないから、条例に定める事実についての訂正請求とは考え難いものである。

エ また、当審査会が本件個人情報を見分したところ、聴取内容の情報源として受傷者以外の個人が識別される情報が記載されていた。そのため、情報源の記載を併せて読めば、聴取内容の記述の表現にかかわらず、これを受傷者から聴取した情報であると解する余地はない。

オ 以上のことから、本件訂正請求に理由があるものとは認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 19 年 3 月 28 日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成 19 年 4 月 6 日 (第 39 回 第三部会) 平成 19 年 4 月 11 日 (第 103 回 第二部会)	・諮問の報告
平成 19 年 4 月 26 日 (第 105 回 第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成 19 年 5 月 1 日	・異議申立人から意見書を受理
平成 19 年 5 月 17 日 (第 106 回 第一部会)	・審議
平成 19 年 5 月 31 日 (第 107 回 第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成 19 年 6 月 11 日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成 19 年 6 月 14 日 (第 108 回 第一部会)	・審議
平成 19 年 6 月 28 日 (第 109 回 第一部会)	・審議